

供給計画及び製造計画届出書の記載要領

令和３年２月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス事業法第１９条、第５６条、第８１条及び第９３条及びガス事業法施行規則第２０条、第８７条、第１２９条及び第１４７条に基づく供給計画及び製造計画の届出について、記載の際の参考とするため、記載要領を下記のように作成し、ガス事業者に対し連絡することとする。

０．共通事項、届出、変更届出

項目	内容
０．共通事項	○記載内容は、ガス事業法（以下「法」という。）第１９条第１項、第５６条第１項、第８１条第１項及び第９３条第１項の規定に基づくガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第２０条、第８７条、第１２９条及び第１４７条に規定された項目。ただし、該当する内容がない場合には、空白とすること。 ○記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。 ○記載内容は、資源エネルギー庁ガス市場整備室へのその他の提出物等と可能な限り、整合を図ること。 ○記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。 ○本計画における年度とは、４月１日を初日とした１年間とする。 ○「(実績)」には、届出をしようとする供給計画の初年度の前前年度の実績を、「(実績見込み)」には、前年度の実績見込みを、それぞれ記載すること。 ○ガス量は１ｍ^３当たり４６ＭＪに換算すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、現に供給しているガス種の熱量を用いることにし、標準係数における産気率を用いて「ｍ^３」と「ｋｇ（ｔ）」の換算をすることができる。 ○供給計画を作成する期間は、以下の（１）から（４）のとおりとする。 （１）大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため３年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者（東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、北海道瓦斯株式会社、京葉瓦斯株式会社、北陸瓦斯株式会社、静岡ガス株式会社、広島ガス株式会社、仙台市

	ガス局)は、供給計画の作成期間を5年とする(施行規則第86条及び平成29年3月28日付け経済産業省告示第57号)。 (2) 上記(1)により指定を受けた一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管によりガスを供給するガス小売事業者は、供給計画の作成期間を5年とする(施行規則第19条)。ただし、当該ガス小売事業者が、当該指定を受けた一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管以外によってガスを供給する場合にあっては、当該部分に限って供給計画の作成期間を3年とすることができる。 (3) 上記(1)により指定を受けた一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する導管が接続する特定ガス導管事業者は、供給計画の作成期間を5年とする(施行規則第128条)。ただし、当該特定ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管が、当該指定を受けた一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と直接接続しない場合にあっては、当該部分に限って供給計画の作成期間を3年とすることができる。 (4) 上記(1)により指定を受けた一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管とその維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備が接続するガス製造事業者は、製造計画の作成期間を5年とする(施行規則第146条)。ただし、当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備が、当該指定を受けた一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と直接接続しない場合にあっては、当該部分に限って製造計画の作成期間を3年とすることができる。 ○様式の行が足りない場合は、適宜追加して記載すること。 ○複数の事業者が製造所等を維持し、及び運用する場合であっても、連名で単一の製造計画を策定し、届け出ること。なお、特段の事情がある場合は、各々策定することも妨げない。 ○ガス小売事業者の供給計画は、以下のとおり作成の要／不要を整理する。 A：ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管によりガスを供給するガス小売事業、及び小売事業用導管(ガス小売事業者として自らが維持し、及び運用する導管)によりガスを供給するガス小売事業(下記Bに規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業を除く) B：特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業 ※Aと兼業している場合であっても、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業はBに含むものとする。 ※小売登録を従来の供給区域で行っている特定ガス発生設備にお
--	---

	いてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業は、Bに含めない（Aに含める）ものとする。 <table><tr><td></td><td>第1表</td><td>第2表</td><td>第3表</td><td>第4表</td><td>第5表</td><td>第6表</td></tr><tr><td>A</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>B</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td></tr></table> ＜凡例＞ ○：記載要領に沿って作成が必要 ×：作成不要 なお、全社計については、A、Bそれぞれについて作成するものとする。 ○一般ガス導管事業者が行う最終保障供給については、記載を要しない。		第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表	A	○	○	○	○	○	○	B	○	×	○	×	○	×
	第1表	第2表	第3表	第4表	第5表	第6表																
A	○	○	○	○	○	○																
B	○	×	○	×	○	×																
1. 届出	○届出期限は、法第19条第1項、第56条第1項、第81条第1項及び第93条第1項の規定に基づき、毎年度、当該年度の開始前までとする。 なお、新たにガス事業者（法第2条第12項）となった日を含む年度にあつては、ガス事業者となった後遅滞なく届出を行うこととする。 ○提出先は、製造計画届出書は、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室とする。 その他については、ガス事業法施行令第15条の規定に基づき、ガス小売事業の登録申請、一般ガス導管事業の許可申請、特定ガス導管事業の届出を行った官署とし、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室、又は、経済産業局等のガス事業担当課室のいずれかとする。 なお、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室に届出を行った一般ガス導管事業者は、供給区域を管轄する経済産業局等のガス事業担当課室にその写しを提出することとする（施行規則第219条第2項）。 ○様式は、ガス小売事業者は施行規則第20条第1項で定める様式、一般ガス導管事業者は施行規則第87条第1項で定める様式、特定ガス導管事業者は施行規則第129条第1項で定める様式、ガス製造事業者は施行規則第147条第1項で定める様式とする。																					
2. 変更届出	○ガス小売事業者は、法第7条の規定に基づく変更登録をする場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第20条第2項の規定に基づき、様式第16、変更を必要とする理由、様式第15第1表から第6表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（*） ○一般ガス導管事業者は、供給区域を変更する場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第87条第2項の規定に基づき、様式第61、変更を必要とする理由、様式第60第1表から第7表のうち変更する内容及びその見え消し版をその																					

	都度、事前に提出することとする。（＊） なお、一般ガス導管事業者が供給区域を変更する場合には、様式第 60 第 2 表、第 3 表、第 7 表を変更すること。 ○特定ガス導管事業者は、ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第 129 条第 2 項の規定に基づき、様式第 61、変更を必要とする理由、様式第 60 第 1 表から第 7 表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊） ○ガス製造事業者は、ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第 147 条第 2 項の規定に基づき、様式第 78、変更を必要とする理由、様式第 77 第 1 表から第 3 表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊）
--	---

（＊）「ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合」の変更計画の提出の要否及び提出時期については、個別事象に応じ資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室又は経済産業局等のガス事業担当課室と協議すること。

1. ガス小売事業者

第1表 年度別の需給計画表（ガスの需給の実績と見通し）

第1表

年度別の需給計画表(ガスの需給の実績と見通し)

事業者名: _____

地域名: _____

(単位: 件、千m)

		年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末 調定件 数	家 庭 用							
	業務用							
	商 業 用							
	工 業 用							
	その他用							
	小 計							
	計							
需 給 量	家 庭 用							
	業務用							
	商 業 用							
	工 業 用							
	その他用							
	小 計							
	計							
	その他							
	ガス小売事業者への供給							
	合 計							
製 品 ガ ス 生 産 ・ 購 入 量 等	ガス生産量内訳							
	液化天然ガス							
	液化石油ガス							
	石油系オフガス変成							
	その他ガス							
	小 計							
	ガス購入量内訳							
	液化天然ガス							
	液化石油ガス							
	天然ガス							
	その他ガス							
	小 計							
	ガス生産・購入量計							
	他事業者からの製品ガスの受入れ							
	合 計							

(記載要領)

- 本表は、ガス小売事業者が作成すること。
- 小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域（施行規則様式第1 ガス小売事業登録申請書に記載する内容と整合を取る。以下同様。）毎に作成すること。なお、複数の地域で小売供給を行おうとする事業者にあつては、全ての地域を合算したものを別途作成すること（その場合にあつては、地域名の欄には「全社計」と記載することとし、共通事項に示したA、Bを兼業する者はA、B毎に作成すること。）。
- 「年度末調定件数」の欄は、各年度の3月の調定件数を記載すること。
- 家庭用、商業用、工業用、その他用の区分は、ガス事業生産動態統計調査の考え方と同様とすること（需給量において同じ。）。
- 「その他」の欄には、自家消費、勘定外ガス、加熱用ガスの合計ガス量を記載すること。なお、実績及び実績見込みにおける在庫調整は本欄にて行うこと。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄には、卸供給するガス量を記載すること。なお、製品ガス（熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガス）か否かを問わない。
- 一般ガス導管事業者が行う最終保障供給のために一般ガス導管事業者へ卸供給するガス量は記載を要しない。
- 「ガス生産量内訳」の各欄には、液化天然ガス又は液化石油ガスなどの気体以外の原料から自社で製造する各年度のガスの総量を記載すること（熱量調整用に製造するガスを含む。）。なお、ガス製造事業者にガス製造の委託を行うガス小売事業者は、加工を委託するガス量をガス生産量内

訳に記載すること。また、国産天然ガスを生産している場合、「その他ガス」の欄に記載すること。

○「ガス購入量内訳」の各欄には、天然ガスなどの気体を原料として受け入れ、自社で熱量調整等を行い製品ガスに加工するガス量を、原料種別に記載すること。また、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、容器の容量に設置した容器の本数を乗じた量又は当該容器に充填した量を記載することができる。原料が圧縮天然ガスの場合は、当該容器に圧入した量を記載することができる。

○「他事業者からの製品ガスの受入」の欄には、製品ガス（熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガス）として受け入れるガス量を記載すること。

（注）熱量調整済であるが付臭未済であるガスについては、製品ガスとして記載することを妨げない。ただし、付臭の有無にかかわらず熱量調整未済であるガスについては、製品ガスとして記載しないこと。なお、熱量調整未済であっても、そのまま需要家に供給する場合には、製品ガスとして記載することができる。

○需給量の合計と製品ガス生産・購入量等の合計は一致させること（一般ガス導管事業者が行う最終保障供給のための一般ガス導管事業者への卸供給の実績がある場合を除く）。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、ガス事業生産動態統計調査の考え方と同様とすることができる。

第2表 年度別の需給計画表（ガスの取引に関する計画表）

第2表

年度別の需給計画表（ガスの取引に関する計画表）

事業者名: _____

(単位: 千m³)

区分	事業者	地域	年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
ガス小売事業者への供給									
合	計								
区分	事業者	地域	年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
他事業者からの供給									
合	計								

(記載要領)

- 本表は、いわゆる卸供給を実施し、又は他者から卸供給を受けるガス小売事業者が作成すること。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄の「事業者」は、ガスを卸供給する相手方の事業者の名称を記載すること。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄の「地域」は、ガスを卸供給する相手方のガス小売事業者が小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域のうち、当該ガス小売事業者に卸供給を行う地域を記載すること。なお、複数の地域がある場合は、それぞれ記載すること。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄のうち、初年度以降の計画には、既に締結している契約の内容に基づいて記載すること。なお、契約は締結していないが、卸供給を見込んでいる内容（契約書等で自動更新条項を設定している場合も含む。）は、その量を括弧書きで、記載すること。
- 「他事業者からの供給」の欄の「事業者」は、ガスの卸供給を受ける相手方の事業者（必ずしもガス小売事業者に限定しない。）の名称を記載すること。
- 「他事業者からの供給」の欄の「地域」は、当該ガス小売事業者の小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域のうち、当該他事業者から卸供給を受ける地域を記載すること。なお、導管で接続されていない複数の地域がある場合は、それぞれ記載すること。
- 「他事業者からの供給」の欄のうち、初年度以降の計画には、既に契約を締結している年度の契約ガス量を記載すること。なお、契約は締結していないが、卸供給を見込んでいる内容（契約書等で自動更新条項を設定している場合も含む。）は、その量を括弧書きで記載すること。
- 第1表と整合を取ること。
- なお、いずれも該当がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、提出の必要はない。

第3表 年度別の需給計画表（原料購入・消費・在庫）

第3表

年度別の需給計画表（原料購入・消費・在庫）

事業者名：_____

	単位	年度(実績)				年度(実績見込)		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	"							

	単位	年度(初年度)			年度			年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	"									

	単位	年度			年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t						
液化石油ガス	"						

（記載要領）

- 本表は、液化天然ガス（LNG）又は液化石油ガス（LPG）を購入しているガス小売事業者（熱量調整用にLPGを購入しているガス小売事業者を含む。）が作成すること。
- ガス小売事業者は、事業者で1つの需給計画を作成すること（共通事項に示したA、Bを兼業する者は、A、B毎に作成すること。）。
- 「期首在庫量」は4月1日、「期末在庫量」は3月31日、それぞれを記載断面とした在庫量を記載すること。
ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業の場合は、「液化石油ガス」の行を2行に分けた上で、貯蔵設備に応じて以下のとおり記載すること。
（1行目）貯槽：ガス事業生産動態統計調査の報告内容と整合する期首在庫量及び期末在庫量を記載すること。
（2行目）50kg等容器：期首在庫量及び期末在庫量のいずれにも当該設備に保有できる最大の貯蔵量を記載すること。
- 「購入量」及び「消費量」は、当該年度の総量を記載すること。
なお、ガス小売事業以外の事業を行う場合は、ガス小売事業分の「期首在庫量」、「期末在庫量」、「購入量」を特定せずに、ガス小売事業以外の事業分も含めて記載することを妨げない。ただし、その場合は「消費量」において、ガス小売事業以外の事業分の消費量を括弧書きで追記すること。
- 「液化天然ガス」及び「液化石油ガス」以外の原料を購入し、消費する場合は、アルファベットの項目に当該原料の名称、単位を記載した上で、上記の記載要領に基づき必要事項を記載すること。
- なお、いずれも該当がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。

第 4 表 国別原料調達計画書

第4表

国別原料調達計画書

事業者名: _____

(単位: 千t)

		年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
液化天然ガス	A							
	B							
	C							
	D							
	未定							
	合 計							

(記載要領)

- 本表は、国外から直接液化天然ガス（LNG）を調達するガス小売事業者が作成すること（購入の相手方が商社等の国内企業等であっても、国外から直接（物理的に）LNGを調達する場合はこれに含まれるものとする。）。
- 国内でLNGを購入する事業者（国内でLNGローリー、貨物列車又は内航船等で調達している事業者）にあつては、記載しないこと。
- 国外の事業者から購入する事業者であつて、輸入契約量（契約済分）はあるが、特定のプロジェクトから調達する契約ではない等の理由によって、調達元の国が特定できない場合には、未定の欄に記載すること。
- アルファベットの項目には、国名を記載すること。
- 初年度以降の計画の欄には、液化天然ガスを輸入する国毎に、輸入計画量（契約済分）を記載すること。
- なお、該当する事項がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、提出の必要はない。

第5表 年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名: _____

(単位: m³/時)

地区名等		年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
A	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
B	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
C	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

(記載要領)

- 本表は、ガス小売事業者が作成すること。
- 複数の地域で小売供給を行おうとする場合は、小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域毎に記載すること。その場合、アルファベットの項目に当該地域が特定できる名称を記載すること。
- 「自社ガス発生量」の欄には、小売供給の相手方の需要に応じるために使用する自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の需要に応じるために使用する自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものを含むことを妨げない。
- 「他事業者からの購入量」の欄には、小売供給の相手方の需要に応じるための契約ガス量のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯（当該時間帯が不明な場合には、最大ガス需要が見込まれる日のガス購入量（m³/日）を1時間当たりに算定した（24で割る）値とすることを妨げない。）において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の需要に応じるための契約ガス量のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものを含むことを妨げない。
- 「最大ガス需要見込み」の欄には、最大ガス需要が見込まれる日において、小売供給の相手方の1時間当たりのガスの需要見通しが最大になる時間帯の合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の1時間当たりのガスの需要見通しを含むことを妨げない。また、従前の供給計画様式第6の「ピーク日送出量見通し」の策定の考え方に基づくなど、その他の合理的な考え方に基づき記載することを妨げない。
- 「自社ガス発生量」、「他事業者からの購入量」及び「最大ガス需要見込み」の策定の考え方は、整合を取ることを要する。

第6表 ガス製造設備計画

第6表

事業者名: _____

【ガス発生設備】

製造所名: _____

					年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末 ガス発生 設備計画	設備名	原料名									
	気化装置		基数	基							
			ガス発生能力	m³／時							
			基数	基							
			ガス発生能力	m³／時							
	合　　計		基数	基							
			ガス発生能力	m³／時							

〈ガス発生設備の設置等計画〉

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	能力(m ³ /時)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

【原燃料貯蔵設備】

年度末 原燃料 貯蔵設備 計画	原料名				年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
	液化天然ガス		基数	基							
			容量	kl							
	液化石油ガス		基数	基							
			容量	kl							
			基数	基							
			容量	kl							

〈原燃料貯蔵設備の設置等計画〉

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	容量(kl)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

【ガスホルダー】

				年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画	基数	基								
	貯蔵容量	m ³								

〈ガスホルダーの設置等計画〉

年度	種類	基数	貯蔵容量(m ³)	圧力 (高中低)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

(記載要領)

- 本表は、ガス小売事業者が製造所等毎に作成すること。なお、複数の製造所を自ら維持し、及び運用する事業者にあつては、全ての製造所を合算したものを別途作成すること（その場合にあつては、製造所名の欄には「全社計」と記載すること。）。
- ガス製造事業者が自ら維持し、及び運用するガス製造事業に該当する製造設備等に係るガス設備製造設備計画については、記載しないこと（ガス小売事業者として、維持し、及び運用する製造設備等を記載すること。）。

○各設備の記載に当たっては、その主たる事業及びその用途に関わらず、製造所内のすべての設備を記載することとする。

なお、その製造所の建設の主たる目的がガス事業以外の場合であって、ガス事業用として扱う設備が区分できる場合においては、その数値を括弧書きで記載すること。

○該当する事項がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、提出の必要はない。

【ガス発生設備】

○「設備名」は、ガス化装置又は天然ガス井等の気化装置以外の設備がある場合は、当該名称を記載すること（国産天然ガスを生産している場合は、「設備名」欄に「ガス化装置」と記載した上で、「原料名」欄には「天然ガス井」と記載し、「基数」欄には坑数を記載すること。）。

○「原料名」は、液化天然ガス又は液化石油ガス等の別を記載すること。

○「ガス発生能力」の欄には、ガス発生設備の1時間当たりの最大の出力の合計値を記載すること（実績、実績見込みにあつては、上記に準じて算定し、記載すること。）。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞については、製造計画期間内に着手するものを記載すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「設備名（種類）」は、ガス化装置、気化装置、天然ガス井等の別を記載し、型式のあるものはこれを付記すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。また、能力の変更の場合は、変更後の能力を記載し、変更前の能力を付記すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「供給ガスの種類」は、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3の備考の適用すべきガスグループを参照した上で、記載すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「能力」は、ガス発生能力に加え、原料処理能力を括弧書きすること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【原燃料貯蔵設備】

○製品ガスの原燃料を貯蔵するための設備を記載すること。

○「原料名」は、液化天然ガス及び液化石油ガス以外の原燃料を貯蔵する設備がある場合は、当該名称を記載すること。

○「容量」の欄には、公認検定機関の検定を受けたものについては検定容量を記載し、検定を受けていないもの及び計画については設計容量を記載すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞については、製造計画期間内に着手するものを記載すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「基数」の欄は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。また、能力の変更の場合は、変更後の能力を記載し、変更前の能力を付記すること。

- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「供給ガスの種類」は、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3の備考の適用すべきガスグループを参照した上で、記載すること。
- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「容量」は、設計容量を記載すること。
- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【ガスホルダー】

- ガス小売事業者として自ら維持し、及び運用するガスホルダーを記載すること。
- ガス小売事業者として自ら維持し、及び運用するガスホルダーとは、製造所等の構内に設置されている供給設備としてのガスホルダーをいう。ただし、製造所等の構内に設置されている場合であっても、託送料金原価へ計上している又は計上する予定のガスホルダーについては、一般ガス導管事業者の供給計画に記載することとし、本欄に重複して記載しないこと。
- 「基数」の欄には、ガス小売事業者として設置しているガスホルダーの総数を記載すること。
- 「貯蔵容量」の欄には、前年度末時点でガス小売事業者として設置しているガスホルダーについて、低圧にあつては幾何容量を中圧及び高圧にあつては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）の合計値を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞については、「ガスホルダーの設置等計画」は、供給計画期間内に着手するものを記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「種類（設備名）」は、有水式、無水式、球形及び円筒形の別を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「貯蔵容量」は、低圧にあつては幾何容量を中圧及び高圧にあつては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「圧力」は、施行規則に定める用語の定義に基づき、高圧、中圧、低圧のいずれか該当するものを記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

2. 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者

第1表 年度別の需給計画表（ピーク時需要量等）

第1表 年度別の需給計画表（ピーク時需要量等）

事業者名: _____

		単位	年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
A	年間需要量	m ³ /年							
	ピーク時需要量	m ³ /時間							
	調整力確保量	m ³ /時間							
	調整力	%							
B	年間需要量	m ³ /年							
	ピーク時需要量	m ³ /時間							
	調整力確保量	m ³ /時間							
	調整力	%							
C	年間需要量	m ³ /年							
	ピーク時需要量	m ³ /時間							
	調整力確保量	m ³ /時間							
	調整力	%							
合 計	年間需要量	m ³ /年							
	ピーク時需要量	m ³ /時間							
	調整力確保量	m ³ /時間							
	調整力	%							

（記載要領）

- 本表は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すること。
- 一般ガス導管事業者の供給区域が複数の地域に分かれており、かつ当該地域間が導管で接続されていない場合にあつては、アルファベットの項目に当該地域が特定できる名称を記載のうえ、各項目を記載すること（一般ガス導管事業者が供給区域内の導管と一体で維持し、及び運用している特定導管を有する場合は、当該導管も当該地域に含む。）。なお、一般ガス導管事業者が託送供給約款において、一の地域に複数の払出エリアを設定している場合にあつては、払出エリア毎に記載することも妨げない。
- 特定ガス導管事業者の特定導管は、一体運用しているラインごとに、アルファベットの項目に名称又は区間を記載のうえ、各項目を記載すること。ただし、一体運用しているラインが複数ある場合で、ラインごとに記載することにより、個別の需要家等への託送供給量が明らかになる場合には、他のラインと統合して記載すること（必要最小限の統合とする。）。
 - 「年間需要量」には、当該年度の託送供給量（自社小売供給、自社卸供給、小売託送供給、連結託送供給、自己託送の量とする。）の総量を記載すること。
 - 「需要量」の欄には、該当年度の最大受入日における最大受入時ガス量（製造所等からのガスの受入量にガスホルダーからの最大時ガス送出量を合算したもの）を記載すること。ただし、その他の合理的な考え方にに基づき記載することを妨げない。
 - 「調整力確保量」の欄には、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が、ガス製造事業者又はガス小売事業者と契約を締結し、調整力として確保する量を記載すること（同一法人内の小売部門又は製造部門から調整力を確保する場合もこれに準じる。）。なお、契約締結に至っていない場合も確保を見込んでいる場合は、その量を括弧書きで記載すること。

なお、ガスホルダー等の託送供給用設備からの払出量は含めないこと。

また、託送原価に調整力コストを計上していない事業者（託送供給約款の制定不要承認を受けている事業者を含む。）にあつては、空白とすることができる。ただし、調整力確保の実態（将来の計画を含む。）を踏まえて具体的な数値を記載することも妨げない。
 - 「調整力」の欄には、調整力確保量を需要量で除して得られる値を、それぞれ小数点第2位を四

捨五入し、小数点第1位まで記載すること。

- 他のガス導管事業者等からガスを受け入れている事業者であって、導管内のガスの圧力、流量の制御を当該他のガス導管事業者等が実施している場合においては、「調整力確保量」及び「調整力」の欄を空白とすること。

(情報の公表について)

- 一般ガス導管事業者は、法第56条第1項の規定による届出をしたときは、第1表を公表しなければならない。
- 特定ガス導管事業者は、法第81条第1項の規定による届出をしたときは、原則として第1表を公表しなければならない。ただし、公表することにより個別の需要家等の需要量が明らかになる場合には、公表しないこと。

第2表 普及計画

第2表 普及計画

				事業者名							
既存の供給区域	市区町村名						行政区域面積				km ²
	項目\年度			年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度	
	供給区域面積		km ²								
	供給区域内一般世帯数		戸								
	供給区域内ガスメーター	年度末取付総数	個								
		対前年度伸び率	%								
	供給区域内全体普及率		%								
導管延長		m									
	対前年度伸び率	%									
増加予定供給区域	市区町村名						行政区域面積				km ²
	項目\年度			年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度	
	供給区域面積		km ²								
	供給区域内一般世帯数		戸								
	供給区域内ガスメーター年度末取付総数		個								
	供給区域内全体普及率		%								
	導管延長		m								
増加後供給区域	市区町村名						行政区域面積				km ²
	項目\年度			年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度	
	供給区域面積		km ²								
	供給区域内一般世帯数		戸								
	供給区域内ガスメーター年度末取付総数		個								
	供給区域内全体普及率		%								
	導管延長		m								

(記載要領)

- 本表は、一般ガス導管事業者が作成すること。
- 年度別及び市区町村（市（指定都市にあっては、区）、町村及び特別区をいう。以下同じ。）別に作成すること。
- 供給区域が2以上の市区町村にまたがる事業者は、その合計を記載すること。
なお、指定都市にあっては、区ごとの記載に加え、当該都市ごとの合計も記載すること。また、特別区にあっては、特別区ごとの記載に加え、当該事業者の供給区域内にある全ての特別区の合計も記載すること。
- 供給計画期間内に供給区域を増加する計画がある場合（以下、当該計画のある区域を「増加予定供給区域」という。）は、供給計画の期間の初年度（以下「初年度」という。）以降の項目について記載すること。この場合、「既存の供給区域」と「増加予定供給区域」との合計を「増加後供給区域」に記載すること。
- 「行政区域面積」の欄には、初年度4月1日における見込の面積を記載すること。また、「供給区域面積」は各年度末（3月末。以下同じ。）の供給区域の面積を記載し、増加予定供給区域にあっては、各年度末の増加予定面積累計を記載すること。
なお、いずれも小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
- 「供給区域内一般世帯数」は、直近の国勢調査又は地方公共団体の資料に基づいて、記載すること。なお、供給区域内一般世帯数は、住民基本台帳に基づく総世帯数に直近の国勢調査における一般世帯数の総世帯に占める割合を乗じて算出すること。ただし、その他の合理的な考え方に基づき記載することを妨げない。
- 「供給区域内全体普及率」

＝供給区域内ガスメーター年度末取付総数÷供給区域内一般世帯数×１００

- 「行政区域面積」、「供給区域面積」、「供給区域内全体普及率」及び「導管延長対前年度伸び率」は小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位まで記載すること。
- 「導管延長（本支管延長をいう。）」は、各年度末の導管の延長（敷設距離をいう。）を記載すること。ただし、一般ガス導管事業者が同一法人内に小売部門又は製造部門を持つ場合にあっては、製造所構内の配管を除く。
- 会社総合計欄の「導管延長」（供給区域及び増加予定供給区域の外に導管延長がある場合は、それを含めたものをいう。）は、第４表の「年度末導管総延長」の「合計」欄の値と一致させること。

（情報の公表について）

- 一般ガス導管事業者は、法第５６条第１項の規定による届出をしたときは、第２表を公表しなければならない。

第3表 供給区域外開発区域別等普及計画

第3表 供給区域外開発区域別等普及計画

事業者名																		
市区町村名	番号	年度末一般世帯数(戸)					年度末ガスメーター取付数(個)					導 管				供給開始 予定年月	開発地区等に 関する説明等	
		年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度	区間	総延長 (m)	完了分 (m)			工事期間
													区間	総延長 (m)	完了分 (m)	工事期間		

(記載要領)

- 本表は、一般ガス導管事業者が作成すること。
- 「供給区域外開発区域」とは、法第40条の規定に基づく供給区域の変更（拡張）の手続を実施した上で、増加予定供給区域とすることを見込んでいる区域において、公団住宅、分譲住宅、既成集落等のガスの需要が生じることが十分に見込まれる地区をいう。
- 「供給区域外開発区域」は、市区町村別に、供給区域外開発区域ごとに番号を付して記載し、市区町村ごと（区にあっては当該区を包括する市の合計を含む。ただし、供給区域外開発区域の予定がない市区町村にあっては作成することを要しない。）及び事業者全体合計を記載すること。
- 「導管（本支管をいう。以下同じ。）」は、供給区域外開発区域にガス供給する路線を記載すること。

なお、ループ化等の関係で供給区域外開発区域に供給する路線が2以上ある場合には、すべての路線の番号を記載すること（例えば、路線の番号を1－①、1－②のように記載すること。）。

- 「区間」は、当該路線の始点と終点の地名を記載すること。
- 「総延長」は、当該路線の区間の総延長を記載すること。
- 「完了分」は、1の供給区域外開発区域にガスを供給するために敷設する路線のうち供給計画の届出時点までに工事を完了している部分の延長を記載すること。
- 「工事期間」は、当該路線の工事に着手する予定年月と、完了する予定年月を記載すること。
- 「供給開始予定年月」は、導管によるガス供給を開始する予定年月（本体導管と連結する予定年月。以下「連結時期」という。）を記載すること。
- 「開発区域に関する説明等」

一 次の事項について記載すること。

- イ 当該供給区域外開発区域が造成団地である場合には、造成期間、最終計画戸数等当該団地計画の概要
- ロ 当該供給区域外開発区域が既成集落である場合には、家屋等の密集状況等当該供給区域外開発区域の特色
- ハ 新規の供給区域外開発区域については、「新規」と記載すること。また、新規の供給区域外開発区域及び初年度の前年度（以下、「前年度」という。）に届け出た供給計画に記載していた供給区域外開発区域を変更する場合には、必要に応じてその供給区域外開発区域の計画の実現可能性が高いこと及びその戸数の算定の基礎となる資料を提出すること。

二 前年度に届け出た供給計画に記載していた開発区域別等普及計画のうち供給区域外開発区域に該当する開発区域を変更する場合にあっては、その理由を記載すること。

なお、供給区域外開発区域の変更理由を記載する例としては、以下のものがある。

- (1) 供給計画の届出後の供給区域の増減計画の発生
- (2) 公団住宅、分譲住宅等の造成スケジュール、開発戸数の変更
- (3) 供給区域外開発区域を取りやめたもの

三 供給区域外開発区域に次に該当するものがある場合においては、※印を付して、その理由を記載すること。

イ 供給開始時期が遅延し、年度を超えて変更した供給区域外開発区域

ロ 本年度届け出た供給計画の年度末ガスメーター取付数の実績見込値が、前年度に届け出た供給計画の初年度の計画値の半数に満たない供給区域外開発区域

(情報の公表について)

○一般ガス導管事業者は、第3表の公表を要しない。

第4表 託送供給用設備計画

第4表 託送供給用設備計画

【ガス導管】					事業者名						
					年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
導 管 延 長	新 設	高 圧	1MPa以上	m							
		中 圧	1MPa未満 0. 1MPa以上	m							
		低 圧	0. 1MPa未満	m							
	廃 止	高 圧	1MPa以上	m							
		中 圧	1MPa未満 0. 1MPa以上	m							
		低 圧	0. 1MPa未満	m							
	年度末 導管総延長	高 圧	1MPa以上	m							
		中 圧	1MPa未満 0. 1MPa以上	m							
		低 圧	0. 1MPa未満	m							
		合 計		m							
取 替				m							

〈主要導管設置等計画〉

名 称	区 間	主要な経過地	内 径 (mm)	ガスの圧力 (MPa)	総延長 (m)	工事完了分 (m)	工事の着手 予定年月	使用開始 予定年月	設・改 休・廃
	～		()	()					

【ガスホルダー】

			年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画	基数	基							
	貯蔵容量	m							

〈ガスホルダーの設置等計画〉

年度	設置場所	種類	基数	貯蔵容量(m)	圧力 (高中低)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

【託送供給用施設等建設予定】

プロット No.	設備の 名称	設備の 位置	建設予定地の ガス工作物等の種類	用地面積 (㎡)	工事の着手 予定年月	使用開始 予定年月	本供給計画期間における設備投資額(千円)				
							年度	年度	年度	年度	年度

(記載要領)

- 本表は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すること。
- 一般ガス導管事業者が法第55条に基づき届け出た特定ガス導管事業の用に供する設備が存する場合にあっては、当該設備も本表に記載すること。
- 【ガス導管】
 - 記載する単位は、原則としてメートル単位とすること。ただし、導管延長が長大な場合にはキロメートル単位とすることができる。
 - 「導管延長」の欄のうち「新設」「廃止」の欄については、各年度の4月1日から3月31日までの間に供用を開始するもの又は供用を廃止するものの計画値を記載すること。
 - 高压設計で中圧運用するものについては通常運用圧力に基づき記載すること。
 - 「取替」は、既設のものと同一の場所において、同一の内径及び最高使用圧力の導管を取り替えて設置するものを記載すること。
 - 「主要導管」とは、施行規則第52条に規定する輸送導管及び、ガス導管事業者間を接続する導管をいう。なお、ガス導管事業者間を接続する導管とは、本供給計画を作成する一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管であって、他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と接続するための導管（直近の分岐点から接続地点までの導管）をいう。

- ＜主要導管設置等計画＞については、供給計画期間内に着手するものを記載すること。
- ＜主要導管設置等計画＞については、設計圧力と運用圧力を併記すること（通常運用圧力を括弧書きすること）。
- ＜主要導管設置等計画＞において、「区間」は、当該路線の始点と終点の地名を記載すること。
 なお、「区間」において始点及び終点の地名以外に「主要な経過地」となる地名が存在する場合には、「主要な経過地」として、当該路線が通過する主要な地点の地名を1箇所記載すること。ただし、ガス導管事業者間を接続する導管の場合にあっては、この限りではない。
- ＜主要導管設置等計画＞において、導管の内径（単位 ミリメートル）及びガスの圧力（単位 メガパスカル）の変更の場合は、変更後の内径及びガスの圧力を記載し、変更前の内径及びガスの圧力を括弧書きすること。
- ＜主要導管設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。
 なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【ガスホルダー】

- 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者として設置しているガスホルダーを記載すること。
- 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者として設置しているガスホルダーとは、製造所等の構外に設置されている供給設備としてのガスホルダーをいう。ただし、製造所等の構内に設置されている場合であっても、託送料金原価へ計上している、又は計上する予定のガスホルダーは、ガス導管事業の用に供するものとして本欄に記載すること。この場合、ガス製造事業者として製造計画に、ガス小売事業者として供給計画に、それぞれ重複して記載しないこと。
- 「基数」の欄には、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者として設置しているガスホルダーの総数を記載すること。
- 「貯蔵容量」の欄には、前年度末時点で一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者として設置しているガスホルダーについて、低圧にあっては幾何容量を中圧及び高圧にあっては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）の合計値を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「ガスホルダーの設置等計画」は、供給計画期間内に着手するものを記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「種類（設備名）」は、有水式、無水式、球形及び円筒形の別を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであって能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「貯蔵容量」は、低圧にあっては幾何容量を中圧及び高圧にあっては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「圧力」は、施行規則に定める用語の定義に基づき、

高圧、中圧、低圧のいずれか該当するものを記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。

なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【託送供給用施設等建設予定】

○「本供給計画期間における設備投資額」は、消費税額を含まない金額を記載すること。

○前年度1月1日時点で所有し、かつ現にガス工作物の存しない土地等（地価税法第2条に規定する定義による土地等をいう。）において、本供給計画期間内に工事に着手する予定の託送供給用施設等（供給所、導管、供給センター、導管事業所、通信設備をいう。以下同じ。）のほか、本供給計画期間以前に既に工事に着手し本供給計画期間中に工事が行われるものについても、本表に記載すること。

○前年度1月1日以降に工事に着手し、前年度3月31日までに竣工して使用が開始される託送供給用施設等についても、本表に記載すること。この場合、表中の「本供給計画期間における設備投資額」は記載を要しない。

○既存の託送供給用施設等の空き地において、新たに託送供給用施設等の建設予定がある場合にも記載すること。

○託送供給用施設等の定義は以下のとおりとする。

- （1） 供給所 ガスホルダー、ガスの圧力を調整するために設置する圧送機やその他のガス工作物の総合体
- （2） 導管 製造所等からガスを受け入れる地点と供給所又は供給所間若しくは、供給所とガス消費機器との間の導管及びこれに付属するガス遮断装置その他のガス工作物
- （3） 供給センター ガスの製造・供給調整に係る指令・操作を行う施設
- （4） 導管事業所 ガスホルダー、圧送機、整圧器等の操作並びにガス導管その他の工作物の巡視、点検、修繕、工事のための施設
- （5） 通信設備 通信システムの運営、すなわち、供給の調整の実施のための施設

○「設備の名称」は、託送供給用施設等の固有の名称（「〇〇ガバナー・ステーション」等）を記載すること。

○「設備の位置」は、託送供給用施設等の建設予定地の市区町村名及び地番を記載すること。

○「建設予定地のガス工作物等の種類」は、託送供給用施設等の種類（「供給所」、「導管」、「供給センター」、「導管事業所」、「通信設備」のいずれか）を記載すること。

○本表に記載の託送供給用施設等については、下記の方法により第7表 供給計画図にも記載すること。

（建設予定地を●印で示し、その説明として、託送供給用施設等のプロットNo、名称、所在地、着手予定年月を付記すること。）

プロットNo	託送供給用施設等の名称
	所在地



	着手予定年月
--	--------

(情報の公表について)

- 一般ガス導管事業者は、法第56条第1項の規定による届出をしたときは、第4表を公表しなければならない。ただし、【託送供給用施設等建設予定】における「本供給計画期間における設備投資額」は公表を要しない。
- 特定ガス導管事業者は、第4表の公表を要しない。

第5表 ガス製造設備計画

第5表 ガス製造設備計画

事業者名: _____

【ガス発生設備】

製造所名: _____

					年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末 ガス発生設備計画	設備名	原料名									
	気化装置		基数	基							
			ガス発生能力	m³/時							
			基数	基							
			ガス発生能力	m³/時							
	合 計		基数	基							
			ガス発生能力	m³/時							

〈ガス発生設備の設置等計画〉

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	能力 (m ³ /時)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

【原燃料貯蔵設備】

年度末 原燃料貯蔵 設備計画	原料名				年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
	液化天然ガス		基数	基							
			容量	kl							
	液化石油ガス		基数	基							
			容量	kl							
			基数	基							
			容量	kl							

〈原燃料貯蔵設備の設置等計画〉

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	容量 (kl)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

【ガスホルダー】

				年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画	基数	基								
	貯蔵容量	m ³								

〈ガスホルダーの設置等計画〉

年度	種類	基数	貯蔵容量 (m ³)	圧力 (高中低)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 休・廃

- (記載要領)
- 本表は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が製造設備を維持し、及び運用している場合、製造所等毎に作成すること。なお、複数の製造所を自ら維持し、及び運用する事業者にあつては、全ての製造所を合算したものを別途作成すること（その場合にあつては、製造所名の欄には「全社計」と記載すること。）。
- ただし、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者がガス小売事業を兼業する場合にあつては、様式第15第6表に記載し、本表には記載しないこと。
- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が自ら維持し、及び運用するガス製造事業に該当し

ない製造設備等に係るガス製造設備計画を記載すること。

- 各設備の記載に当たっては、その主たる事業及びその用途に関わらず、製造所内のすべての設備を記載することとする。

なお、その製造所の建設の主たる目的がガス事業以外の場合であって、ガス事業用として扱う設備が区分できる場合においては、その数値を括弧書きで記載すること。

【ガス発生設備】

- 「設備名」は、ガス化装置又は天然ガス井等の気化装置以外の設備がある場合は、当該名称を記載すること（国産天然ガスを生産している場合は、「設備名」欄に「ガス化装置」と記載した上で、「原料名」欄には「天然ガス井」と記載し、「基数」欄には坑数を記載すること。）。
 - 「原料名」は、液化天然ガス又は液化石油ガス等の別を記載すること。
 - 「ガス発生能力」の欄には、ガス発生設備の1時間当たりの最大の出力の合計値を記載すること（実績、実績見込にあっては、上記に準じて算定し、記載すること。）。
 - ＜ガス発生設備の設置等計画＞については、供給計画期間内に着手するものを記載すること。
 - ＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「設備名（種類）」は、気化装置等の別を記載し、型式のあるものはこれを付記すること。
 - ＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであって能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。また、能力の変更の場合は、変更後の能力を記載し、変更前の能力を付記すること。
 - ＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「供給ガスの種類」は、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3の備考の適用すべきガスグループを参照した上で、記載すること。
 - ＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「能力」は、ガス発生能力に加え、原料処理能力を括弧書きすること。
 - ＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。
- なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【原燃料貯蔵設備】

- 製品ガスの原燃料を貯蔵するための設備を記載すること。
- 「原料名」は、液化天然ガス及び液化石油ガス以外の原燃料を貯蔵する設備がある場合は、当該名称を記載すること。
- 「容量」の欄には、公認検定機関の検定を受けたものについては検定容量を記載し、検定を受けていないもの及び計画については設計容量を記載すること。
- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞については、供給計画期間内に着手するものを記載すること。
- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「基数」の欄は、2以上のものであって能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。また、能力の変更の場合は、変更後の能力を記載し、変更前の能力を付記すること。

- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「供給ガスの種類」は、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3の備考の適用すべきガスグループを参照した上で、記載すること。
- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「容量」は、設計容量を記載すること。
- ＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。
なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【ガスホルダー】

- 製造所等の構内に設置して自ら維持し、及び運用するガスホルダーを記載すること。
- 製造所等の構内に設置して自ら維持し、及び運用するガスホルダーとは、製造所等の構内に設置されている供給設備としてのガスホルダーをいう。ただし、製造所等の構内に設置されている場合であっても、託送料金原価へ計上している又は計上する予定のガスホルダーについては、第4表に記載することとし、本表に重複して記載しないこと。
- 「基数」の欄には、製造所等の構内に設置して自ら維持し、及び運用するガスホルダーの総数を記載すること。
- 「貯蔵容量」の欄には、前年度末時点で製造所等の構内に設置して自ら維持し、及び運用するガスホルダーについて、低圧にあつては幾何容量を中圧及び高圧にあつては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）の合計値を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞については、「ガスホルダーの設置等計画」は、製造計画期間内に着手するものを記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「種類（設備名）」は、有水式、無水式、球形及び円筒形の別を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「貯蔵容量」は、低圧にあつては幾何容量を中圧及び高圧にあつては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）を記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「圧力」は、施行規則に定める用語の定義に基づき、高圧、中圧、低圧のいずれか該当するものを記載すること。
- ＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。
なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

（情報の公表について）

- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者は、第5表の公表を要しない。

第6表 設備投資計画

第6表 設備投資計画

事業者名

(単位:百万円)

		年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
	土 地							
供 給 設 備	ガスホルダー							
	その他機械装置							
	導 管							
	主要導管							
	本支管 (主要導管以外)							
	供給管							
	その他							
	合 計							
	工事負担金等 (合計の内訳)							

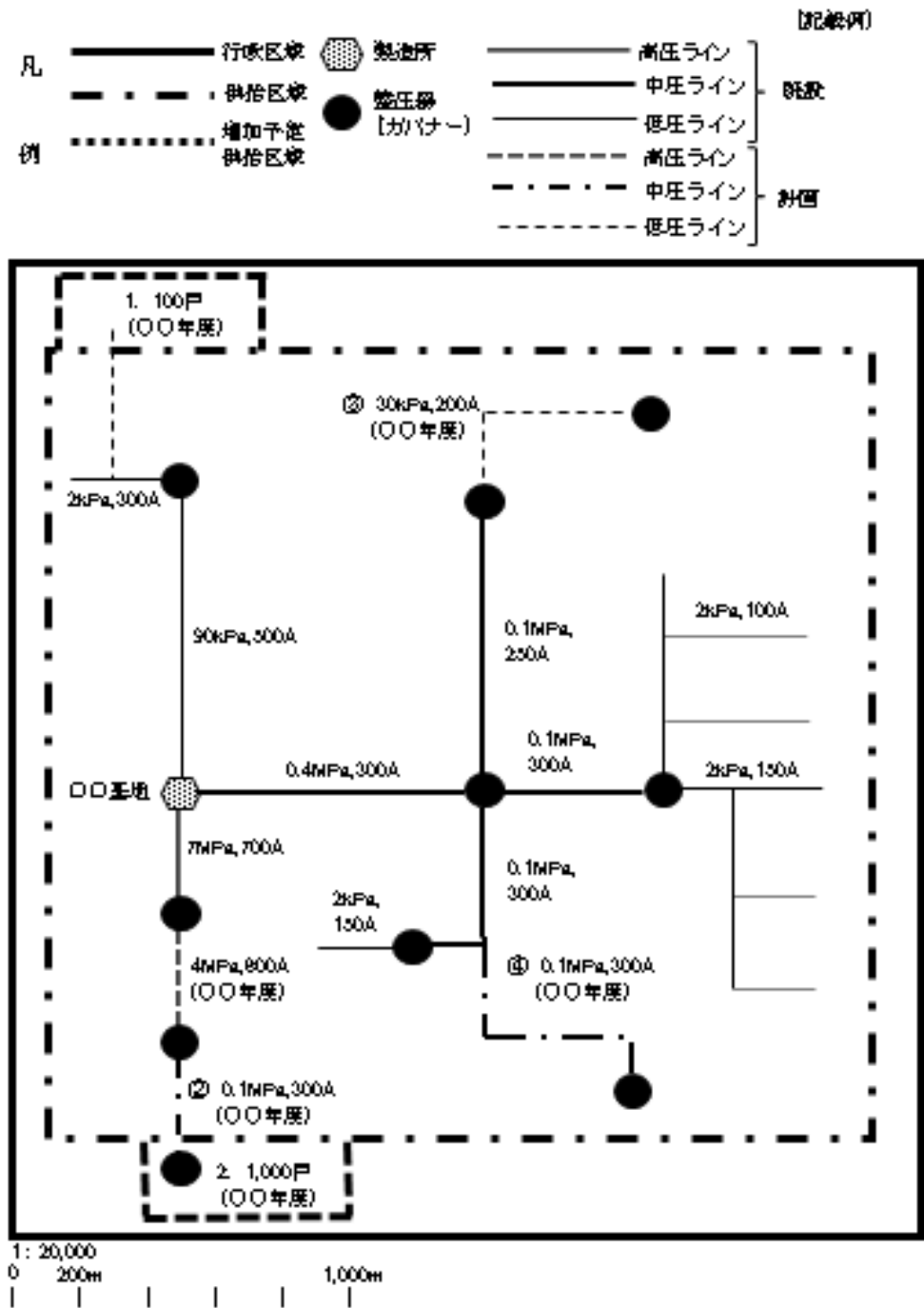
(記載要領)

- 本表は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すること。
- 設備投資額は資金ベース（支払ベース）で記載するとともに、工事負担金（圧縮の対象となる移設補償金等を含む。）圧縮前で記載すること。また、消費税額を含まない金額を記載すること。
- 「主要導管」の定義は、第4表 託送供給用設備計画と同様とする。
- 「本支管」とは、ガスを供給するため、道路に並行して敷設する導管をいう。
- 「供給管」とは、本支管から分岐して、使用者が占有又は所有する土地と道路との境界線までの導管をいう。
- 「土地」の欄には、託送供給用施設等のために取得する土地の金額を記載すること。
- 「ガスホルダー」の欄には、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者として設置しているガスホルダーに要する金額を記載すること。
- 「その他機械装置」の欄には、通信・計装設備等に要する金額を記載すること。
- 「その他」の欄には、建物（供給所や導管事業所等）等の他の欄に記載されない供給設備（託送原価に算入し、又は算入を予定するもの）に要する金額を記載すること。原則として、ガス導管事業者の供給設備を記載するが、導管事業以外の用にも供される供給設備であって、導管事業の用に供する部分とそれ以外の用に供する部分を切り分けることが困難である場合には、当該供給設備を一括して記載することを妨げない。
- 「工事負担金等（合計の内訳）」の欄には、ガス事業会計規則第4条に従い、工事負担金等（圧縮の対象となるもの。圧縮の対象となる移設補償金等を含む。）の金額を記載すること。

(情報の公表について)

- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者は、第6表の公表を要しない。

第7表 供給計画図



（記載要領）

○本表は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すること。

《一般ガス導管事業者が記載する場合について》

○供給計画図は、事業区域（供給区域及び増加予定供給区域のうち、ガスの供給が連続する導管により行われている地域をいう。以下同じ。）ごとに作成すること。ただし、一つの供給計画図で表示することが困難な場合には、事業区域を分割して供給計画図を作成することができる。

- 供給計画図は、事業区域全体が正確に縮尺された地図を用いること。
- 供給計画図に図示する事項、記載する事項及びその方法は以下のとおり、またそれぞれについて図示方法の凡例を明示すること。
- 一 行政区域の境界線並びに供給区域及び増加予定供給区域の境界線を区分して色線で囲むとともに、増加予定供給区域については増加予定年度を記載すること。
 - 二 第3表に記載する「供給区域外開発区域」の位置を記載すること。
 - 三 「供給区域外開発区域」の外周を色線で囲み図示するとともに、当該供給区域外開発区域の番号、戸数（公団住宅、分譲住宅等の場合には計画の最終戸数、また既成集落の場合には供給計画期間の最終年度の年度末の当該供給区域外開発区域の総戸数をいう。以下同じ。）及び供給開始年度を記載すること。
 - 四 「導管」については、次の要領で図示すること。
 - イ 既設の主要導管及び第4表＜主要導管設置等計画＞に記載している主要導管を図示し、内径（単位 ミリメートル）及びガスの圧力（単位 メガパスカル。最高使用圧力をいう。以下同じ。）を記載すること。ただし、第4表＜主要導管設置等計画＞に記載している主要導管については、使用開始予定年度を括弧書きで記載すること。
 - ロ 供給区域内において70戸以上のガスの需要が生じることが十分に見込まれる地区及び第二号により図示した供給区域外開発区域に対する導管を年度別に図示し、導管ごとに一連番号、内径（単位 ミリメートル）及び最高使用圧力（単位 メガパスカル・キロパスカル）を記載すること。なお、供給区域内において30戸以上のガスの需要が生じることが十分に見込まれる地区の主たるものについて、記載することを妨げない。

供給区域外開発区域の番号と導管の番号を一致させること。

「導管の区間」とは、当該地区を直接その対象として敷設する導管及び輸送導管であつて、主に既設導管からの分岐点から当該地区内の地区整圧器（地区ガバナーをいう。以下同じ。）に至るまでの区間をいう。当該地区内に地区整圧器がない場合には、当該地区の入口あるいは中央の番地等事業者が適宜定めて区間を捉えること。
 - ハ 初年度の開始前に設置している導管であつて次に掲げるものの位置を図示し、内径（単位 ミリメートル）及び最高使用圧力（単位 メガパスカル・キロパスカル）を明示すること。
 - （1） 初年度の前前年度（以下「前前年度」という。）の年度末におけるガスメーターの取付数が10万個以上の事業区域（供給区域のうちガスの供給が連続する導管により行われている地区をいう。以下同じ。）においては、ガスの圧力が高圧及び中圧のもの
 - （2） 前前年度の年度末におけるガスメーターの取付数が1万個以上10万個未満の事業区域においては、ガスの圧力が、5キロパスカル以上のもの（該当する導管がない場合には、内径100ミリメートル以上のもの）
 - （3） 前前年度の年度末におけるガスメーターの取付数が1万個未満の事業区域においては、ガスの圧力が5キロパスカル以上のもの及び内径50ミリメートル以上のもの
 - （4） （1）から（3）までに掲げるもののほか、本号ロに掲げる導管と、本号イ（ガス導管事業者間を接続する導管を除く。）又は（1）から（3）までに掲げる導管を結ぶ導管を図示すること。

五 第4表に記載するガスホルダーを有する事業場の位置を図示すること。

六 第四号ハに掲げる導管に設置する地区整圧器の位置を図示すること。

《特定ガス導管事業者が記載する場合について》

○供給計画図は、特定導管を設置する地区ごとに作成すること。ただし、一つの供給計画図で表示することが困難な場合には、地区を分割して供給計画図を作成することができる。

○供給計画図は、正確に縮尺された地図を用いること。

○「導管」については、既設の主要導管、第4表〈主要導管設置等計画〉に記載している主要導管及び本支管を図示し、内径（単位 ミリメートル）及びガスの圧力（単位 メガパスカル。最高使用圧力をいう。以下同じ。）を記載すること。ただし、第4表〈主要導管設置等計画〉に記載している主要導管については、使用開始予定年度を括弧書きで記載すること。

○第4表に記載するガスホルダーを有する事業場の位置を図示すること。

○第4表に記載する託送供給用施設等を維持し、及び運用している場合、その設備の名称を記載し、計画中のものについては供用開始予定年月を記載すること。

（情報の公表について）

○一般ガス導管事業者は、法第56条第1項の規定による届出をしたときは、第7表を公表しなければならない。ただし、次に掲げるもの以外のものは公表を要しない。

一 行政区域の境界線並びに供給区域及び増加予定供給区域の境界線

二 主要導管及び第4表に記載する〈主要導管設置等計画〉に記載している主要導管と当該主要導管の内径、及びガスの圧力

三 初年度の開始前に設置している導管（その前前年度の年度末におけるガスメーターの取付数により、（1）から（3）で定める基準の導管）、内径（単位 ミリメートル）及び最高使用圧力（単位 メガパスカル・キロパスカル）

（1） ガスメーターの取付数が10万個以上の事業区域においては、ガスの圧力が高圧及び中圧のもの

（2） ガスメーターの取付数が1万個以上10万個未満の事業区域においては、ガスの圧力が、5キロパスカル以上のもの（該当する導管がない場合には、内径100ミリメートル以上のもの）

（3） ガスメーターの取付数が1万個未満の事業区域においては、ガスの圧力が5キロパスカル以上のもの及び内径50ミリメートル以上のもの

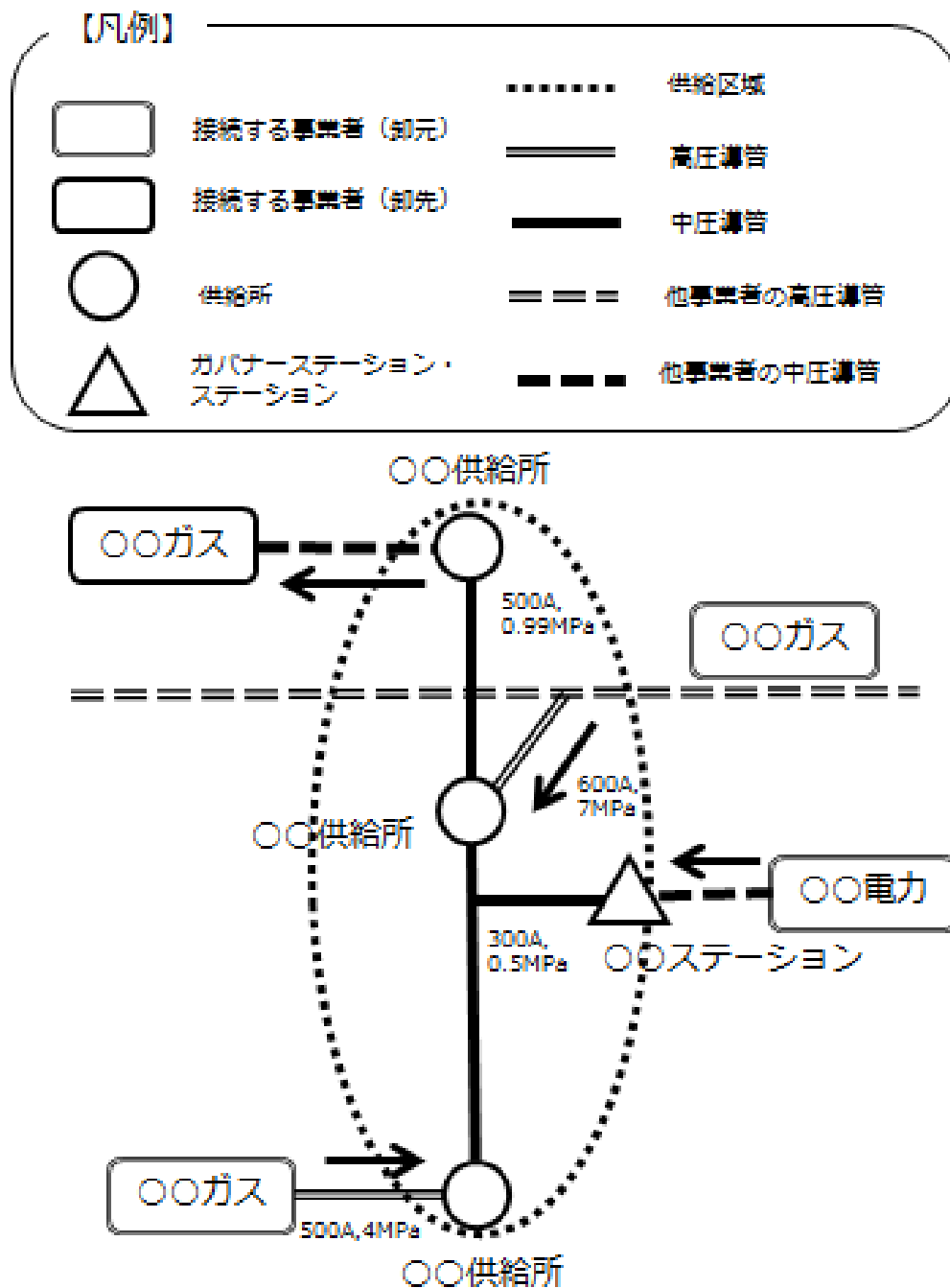
四 第二号の導管及び第三号の（1）から（3）のいずれかに該当する導管を結ぶ導管であつて初年度の開始前に設置している導管、内径（単位 ミリメートル）及び最高使用圧力（単位 メガパスカル・キロパスカル）

五 第4表に記載するガスホルダーを有する事業場の位置

六 供給区域内において70戸以上のガスの需要が生じることが十分に見込まれる地区に対する導管のうち、主たるものであつて、ガス小売事業者の要請に基づくもの以外の導管、内径（単位 ミリメートル）及び最高使用圧力（単位 メガパスカル・キロパスカル）

○特定ガス導管事業者は、第7表の公表を要しない。

第8表 主要導管図



（記載要領）

- 本表は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が作成すること。
- 日本産業規格A 3又はA 4の用紙1枚で作成すること。ただし、当該用紙1枚に必要な全ての事項を記載することが困難な場合には、例えば、ガス事業者間を接続する導管の周辺の拡大図を別途添付し、必要な事項を記載する等の合理的な作成方法とすることも妨げない。

- 原則として、事業区域全体が正確に縮尺された地図を用いること。ただし、一般ガス導管事業者の任意で、事業区域全体が正確に縮尺された地図を用いることなく、事業区域全体の概要を図示することができる。
- 一般ガス導管事業者の供給区域が複数の地域に分かれており、かつ当該地域間が導管で接続されていない場合にあっては、地域毎に作成すること。
- 主要導管図に図示する事項、記載する事項及びその方法は以下のとおり、またそれぞれについて図示方法の凡例を明示すること。
 - 一 主要導管について、次の要領で図示すること。
 - イ 初年度の開始前に設置又は着手している主要導管（特定ガス導管事業者にあつては、本支管を含む。）
 - ロ 第4表＜主要導管設置等計画＞に記載している主要導管（特定ガス導管事業者にあつては、本支管となる「導管延長」の計画を含む。）
 - ハ 一般ガス導管事業者は、本号イ及びロに掲げる主要導管以外の導管を任意に図示することができる。
 - ニ イ及びロのうちガス導管事業者間を接続する導管については、内径（単位 ミリメートル）、ガスの圧力（単位 メガパスカル。最高使用圧力をいう。以下同じ。）及び平常時におけるガスの流れる方向を示す矢印を記載すること。
 - 二 ガス導管事業者間の連結点の名称を記載すること。連結点の名称がない場合にあっては、何らか識別できるよう記載すること。
 - 三 ガス導管事業者間の連結点において接続する他のガス導管事業者名を記載すること。
 - 四 第一号イ及びロに掲げる主要導管に設置する地区整圧器のうち主たるものの位置を図示すること。
- 第7表について、50,000分の1以上の縮尺で日本産業規格A3又はA4の用紙1枚で作成している場合にあっては、第7表に上記一から四に規定する事項を合せて記載することで、第8表に代えることができる。

（情報の公表について）

- 一般ガス導管事業者は、法第56条第1項の規定による届出をしたときは、第8表を公表しなければならない。
- 特定ガス導管事業者は、法第81条第1項の規定による届出をしたときは、第8表を公表しなければならない。

3. ガス製造事業者

第1表 年度別のピーク時生産能力及び生産量の見通し

第1表 年度別のピーク時生産能力及び生産量の見通し

事業者名: _____

年度別のピーク時生産能力

単位(m³/時間, 46MJ換算)

事業所名	年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
合 計							

年度別の生産量の見通し

単位(m³, 46MJ換算)

事業所名	年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
合 計							

(記載要領)

- 本表は、ガス製造事業者が作成すること。
- ガス製造事業者が自ら維持し、及び運用するガス製造事業に該当しない製造設備等に係る年度別のピーク時生産能力及び年度別の生産量の見通しについては、記載しないこと。ただし、その製造所の建設の主たる目的がガス事業以外であって、ガス事業用として扱う設備が区分できない場合においては、ガス事業用とガス事業用以外の生産能力の合計をガス事業用とガス事業用以外の各々の前々年度の実績で按分することによって、ガス事業用の生産能力を算定のうえ記載することとする。なお、ガス供給時に配管等設備上の上限容量がある場合は、算定したガス事業用の生産能力と当該上限容量の小さい方の値を記載すること。
- 他事業者から、ガス受託製造約款に基づく受託製造を行っている場合は、それも含むこと。
- 「事業所名」は、ガス製造事業者が製造設備等を自ら維持し、及び運用する製造所等の名称を記載すること。
- 「年度別のピーク時生産能力」は、最大ガス需要が見込まれる日において1時間当たりのガスの需要見通しが最大になる時間帯において生産能力として見込むことができる自社ガス発生設備の出力の合計値を記載すること。
- 「年度別の生産量の見通し」は、気体以外の原料（液化天然ガス又は液化石油ガスなど）から自社で製造する各年度の製品ガスの総量を記載すること。

第2表 年度別のピーク時調整力提供見通し

第2表 年度別のピーク時調整力提供見通し

事業者名 _____

単位(㎥／時間, 46MJ換算)

事業所名	地域	年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
合 計								

(記載要領)

- 本表は、ガス製造事業者が作成すること。
- ガス製造事業者が自ら維持し、及び運用するガス製造事業に該当しない製造設備等については、記載しないこと。
- 「事業所名」は、ガス製造事業者が製造設備等を自ら維持し、及び運用する製造所等の名称を記載すること。
- ピーク時の調整力提供見通しは、ガス製造事業者が、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者と契約を締結し、提供する量を記載すること（同一法人内の導管部門に対して調整力を提供する場合もこれに準じる。）。なお、契約は締結していないが、提供を見込んでいる内容は括弧書きで記載すること。
- 「地域」は、調整力を提供する一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の名称を記載すること。なお、一般ガス導管事業者の供給区域が複数の地域に分かれており、かつ当該地域間が導管で接続されていない場合にあっては、地区等の名称を追記した上で、分けて記載すること。
- なお、該当する事項がないガス製造事業者は、事業者名のみを記載すること。

第3表 ガス製造設備計画

【ガス発生設備】											
					年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度 ガス発生 設備計画	設備名	原料名									
			基数	基							
	気化装置										
			ガス発生能力	m ³ /時							
			ガス発生能力	m ³ /時							
合 計											
		ガス発生能力	m ³ /時								
(ガス発生設備の設置等計画)											
年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	能力(m ³ /時)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 修・廃			
【原燃料貯蔵設備】											
					年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度 原燃料貯蔵 設備計画	原料名										
			基数	基							
	液化天然ガス										
			容量	kl							
	液化石油ガス										
			容量	kl							
		容量	kl								
(原燃料貯蔵設備の設置等計画)											
年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	容量(kl)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 修・廃			
【ガスホルダー】											
					年度 (実績)	年度 (実績見込)	年度 (初年度)	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画			基数	基							
			貯蔵容量	m ³							
(ガスホルダーの設置等計画)											
年度	種類	基数	貯蔵容量(m ³)	圧力 (高・中・低)	工事の着手 予定年月日	使用開始 予定年月	設・改 修・廃				

(記載要領)

○本表は、ガス製造事業者が製造所等毎に作成すること。なお、複数の製造所を自ら維持し、及び運用する事業者にあつては、全ての製造所を合算したものを別途作成すること（その場合にあつては、製造所名の欄には「全社計」と記載すること。）。

○ガス製造事業者が自ら維持し、及び運用するガス製造事業に該当しない製造設備等（ガス小売事業者として維持し、及び運用する設備等）に係るガス製造設備計画については、記載しないこと。

○各設備の記載に当たっては、その主たる事業及びその用途に関わらず、製造所内のすべての設備を記載することとする。

なお、その製造所の建設の主たる目的がガス事業以外の場合であって、ガス事業用として扱う設備が区分できる場合においては、その数値を括弧書きで記載すること。

【ガス発生設備】

○「設備名」は、ガス化装置又は天然ガス井等の気化装置以外の設備がある場合は、当該名称を記載すること（国産天然ガスを生産している場合は、「設備名」欄に「ガス化装置」と記載した上で、「原料名」欄には「天然ガス井」と記載し、「基数」欄には坑数を記載すること。）。

○「原料名」は、液化天然ガス又は液化石油ガス等の別を記載すること。

○「ガス発生能力」の欄には、ガス発生設備の1時間当たりの最大の出力の合計値を記載すること（実績、実績見込みにあつては、上記に準じて算定し、記載すること。）。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞については、製造計画期間内に着手するものを記載すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「設備名（種類）」は、気化装置等の別を記載し、型式のあるものはこれを付記すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。また、能力の変更の場合は、変更後の能力を記載し、変更前の能力を付記すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「供給ガスの種類」は、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3の備考の適用すべきガスグループを参照した上で、記載すること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「能力」は、ガス発生能力に加え、原料処理能力を括弧書きすること。

○＜ガス発生設備の設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。

なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【原燃料貯蔵設備】

○製品ガスの原燃料を貯蔵するための設備を記載すること。

○「原料名」は、液化天然ガス及び液化石油ガス以外の原燃料を貯蔵する設備がある場合は、当該名称を記載すること。

○「容量」の欄には、公認検定機関の検定を受けたものについては検定容量を記載し、検定を受けていないもの及び計画については設計容量を記載すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞については、製造計画期間内に着手するものを記載すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「基数」の欄は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。また、能力の変更の場合は、変更後の能力を記載し、変更前の能力を付記すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「供給ガスの種類」は、ガス用品の技術上の基準等

に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3の備考の適用すべきガスグループを参照した上で、記載すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「容量」は、設計容量を記載すること。

○＜原燃料貯蔵設備の設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。

なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

【ガスホルダー】

○ガス製造事業者として自ら維持し、及び運用するガスホルダーを記載すること。

○ガス製造事業者として自ら維持し、及び運用するガスホルダーとは、製造所等の構内に設置されている供給設備としてのガスホルダーをいう。ただし、製造所等の構内に設置されている場合であっても、託送料金原価へ計上している又は計上する予定のガスホルダーについては、一般ガス導管事業者の供給計画に記載することとし、本欄に重複して記載しないこと。

○「基数」の欄には、ガス製造事業者として設置しているガスホルダーの総数を記載すること。

○「貯蔵容量」の欄には、前年度末時点でガス製造事業者として設置しているガスホルダーについて、低圧にあつては幾何容量を中圧及び高圧にあつては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）の合計値を記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞については、「ガスホルダーの設置等計画」は、製造計画期間内に着手するものを記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「種類（設備名）」は、有水式、無水式、球形及び円筒形の別を記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「基数」は、2以上のものであつて能力が異なる場合は、1基ごとに記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「貯蔵容量」は、低圧にあつては幾何容量を中圧及び高圧にあつては有効容量（幾何容量×最高使用圧力（単位 メガパスカル）÷0.0980665メガパスカル）を記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「圧力」は、施行規則に定める用語の定義に基づき、高圧、中圧、低圧のいずれか該当するものを記載すること。

○＜ガスホルダーの設置等計画＞において、「設・改・休・廃」は、設置、改修、休止、廃止のいずれかを記載すること。

なお、他の事業を営む事業者が、その運用の変更による増減を計画している場合には、運用変更増又は運用変更減のいずれかを記載すること。

以 上